

令和5年4月1日

社会福祉法人 樹陽会 一般事業主行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 2年間

2. 内容

目標1：子供の出生時に、男性職員が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和5年7月 ～ 出生時育児休業等の説明、周知。職員のニーズを把握する。
- 令和6年4月 ～ 職員のニーズに合った制度に関する検討・実施

目標2：希望する職員に対する職務や勤務地等の限定制度の実施

<対策>

- 令和5年7月 ～ 職員のニーズを把握する。
- 令和5年10月 ～ 希望者の面接開始
- 令和6年4月 ～ 職員のニーズに合った制度に関する検討・実施